

地方税法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 地方税法施行令に関する事項

一 事業税

1 法人が特定の特許権等の譲渡又は貸付けを行った場合の付加価値割及び所得割の課税標準について、所要の措置を講ずること。（第二十条の二の十六、第二十一条の四関係）

2 払込資本の額について、資本金の額又は出資金の額と一定の金額との合計額とすること。（附則第六条関係）

二 軽油引取税

船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その対象から除外する船舶を専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業の用を除く。）に供する船舶とすること。（附則第十条の二の二関係）

第二 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 この政令は、令和七年四月一日から施行すること。